

2023年7月

外国人技能実習制度関係者養成講習 インボイス対応による2023年10月以降の請求書等の発行について

2023年10月より適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されるにあたり、外国人技能実習制度関係者養成講習の受講料について、**申込をされた方全て**に請求書を発行することと致します。下記の通り発行致しますのでご確認ください。

また、併せて当連合会の事業者登録番号もお知らせいたします。

◆公益社団法人全国労働基準関係団体連合会： T9010005016841
[国税庁 適格請求書発行事業者公表サイト](#)

1. 請求の発行対象になる講習について

10月1日以降に開催する講習分から発行します。
(10月開催の講習の申込が8月から始まるため、申込日の**翌営業日**に請求書を順次メールで発行します。)

9月までに開催する分については、今まで通り請求書の発行は致しませんので、お送りするメールで社内決裁等お願い致します。

2. 受講料の請求書発行について

- ① 申込フォームの中にある「その他」の「振込人名義(漢字)」の欄に記載頂いた名義を請求書の宛名と致します。事前に**振込人名義をよくご確認の上、ご入力**ください。振込人名義を変更する場合は、速やかに当連合会へお知らせください。
※振込人名義を「受講者本人」で選択した場合は、受講者氏名漢字を請求書の宛名とします。
- ② 請求書は受講者1名につき1枚発行します。
※会社ごとに複数人分を一枚の請求書にまとめることはシステム上できませんのでご了承ください。
- ③ 請求書の送り先はご登録頂いたメールアドレスへお送り致します。複数名を同時に申し込み頂いた場合は、お申込日・ご登録アドレスが同一であればメール1通にまとめて複数人分の請求書を添付致しますが、お申込日が違う・またはご登録アドレスが違う場合は別のメールで届く場合もございますのでご了承ください。
- ④ 請求書の発行は原則、申込を頂いた**翌営業日**に発行いたします。なお、**申込日に入金した場合でも、日付の変更は致しませんのでご了承ください。**
- ⑤ 宛名の修正などのご依頼は1回までとさせていただきます。
※請求書発行は**翌営業日**としておりますが、遅くなる場合もありますのでご了承ください。